

## 国民健康保険に加入中の皆さんへ

### ☆柔道整復師の施術について

柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術に国民健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られています。

#### 国民健康保険が使える場合

- ▽打撲や捻挫、挫傷（肉離れ）など
- ▽骨折または脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
- ▽骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているもの

#### 国民健康保険が使えない場合

- ▽日常生活で起こる疲れや肩こり
- ▽スポーツなどによる筋肉疲労
- ▽リウマチ・慢性関節炎などの神経痛
- ▽加齢による腰痛や五十肩
- ▽慢性病や症状の改善が見られない長期の施術
- ▽労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷
- ▽保険医療機関（病院・診療所）で治療中の負傷などと同じもの

- **いつ・どこで・何をして・どのような症状が出たのかを正確に伝えてください。**  
交通事故など、第三者によるケガで施術を受ける場合は、住民福祉課国保年金係へ連絡をお願いします。
- **療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名・捺印をしてください。**  
国民健康保険を扱っている柔道整復師の施術を受ける場合、窓口で保険証の提示、一部負担金の支払い、療養費支給申請書への署名・捺印が必要です。負傷原因、負傷名、日数、金額などに誤りがないか、きちんと確認してください。手首の負傷などにより自筆できない場合などを除き、署名は患者本人がすることになっています。
- **領収書を必ずもらって保管し、医療費通知で金額と日数の確認をしてください。**  
領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管しましょう。柔道整復師には、領収書の発行が義務付けられています。
- **長期間かかる場合は医師の診察を受けましょう。**  
3カ月以上にわたって施術を受ける場合、継続の理由が必要です。また、内科的な病気が原因となっている場合もありますので、医療機関で医師の診察を受けましょう。
- **問い合わせ先 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111（内1117）**

## ▶▶ 高齢者肺炎球菌の予防接種はお済みですか？ ◀◀

肺炎球菌は、肺炎などの原因となる細菌です。免疫力が低下する高齢者は、肺炎にかかりやすく重症化しやすいため、予防接種を勧めています。ワクチンの接種については主治医と十分ご相談ください。

接種を希望される方は、予診票をお渡しますので、保健センター（オアシスセンター内）で手続きしてください。定期接種対象（今年度、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を迎える方）以外の方は、手続きに印鑑が必要です。持参してください。

- **対象者 町内在住で65歳以上の方**
  - ※ 過去に町の補助によって接種を受けた方は、対象になりません。
  - ※ 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能障害（身体障害者1級程度）のある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方も定期接種対象となります。
- **自己負担額 2,000円**
  - ※ 生活保護世帯および住民税非課税世帯の方については、費用を全額補助します。手続きには印鑑と併せて個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの（写真付きでない場合は2種類）が必要です。
- **予防接種は予約制となります。病院の予約をした上で、お出掛けください。**
  - ※ かかりつけ医が町外にある場合などは、町外でも接種することができます。町外での接種を希望される方は、接種前に保健センターで手続きしてください。（持ち物：申請者の印鑑）
- **申し込み・問い合わせ先 健康介護課保健係 ☎(48)1111（内1520・1521）**